

議案第1号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和8年1月30日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

令和8年第1回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次の
ように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条中「前条第1項」を「前条」に改め、第4号及び第5号を削り、同条第6
号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

済美教育センターの分室を廃止する等の必要がある。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 <u>センターの分室として、杉並区立済美教育センター教育相談室を杉並区永福四丁目25番4号に設置する。</u></p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条第1項</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育相談及び教育支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>不登校児童生徒に対する支援に関すること。</u></p>
<p>(4) <u>前3号</u>のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業</p>	<p>(6) <u>前各号</u>のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業</p>